3　1により第二七条第一項又は第二八条第一項の規定による届出をしなかった外国投資家が、1の基準に違反しているときは、当該基準を遵守するために必要な措置をとるべきことを勧告することができることとし、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第二七条の二第三項及び第四項並びに第二八条の二第三項及び第四項関係）

4　3の命令に違反した場合であって、当該対内直接投資等又は特定取得が国の安全等に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当するときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができることとした。（第二九条第五項関係）

5　対内直接投資等に該当する上場会社等の株式の取得を、株式取得者及び当該株式取得者の密接関係者が所有等をする株式の数を合計した株式の数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が一〇〇分の一以上となる場合とすることとした。（第二六条第二項第三号関係）

6　対内直接投資等に該当する行為に、上場会社等の議決権の取得（議決権取得者及び当該議決権取得者の密接関係者が保有等をする議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が一〇〇分の一以上となる場合の取得に限る。）を追加することとした。（第二六条第二項第四号関係）

7　対内直接投資等に該当する行為に、会社の経営に重要な影響を与える事項に関し行う同意（上場会社等にあっては、同意者及び当該同意者の密接関係者の保有等をする議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が一〇〇分の一以上である場合に限る。）を追加することとした。（第二六条第二項第五号関係）

8　対内直接投資等に該当する行為に、居住者（法人に限る。）からの事業の譲受け、吸収分割及び合併による事業の承継を追加することとした。（第二六条第二項第八号関係）

9　対内直接投資等及び特定取得の運用に関し、特に必要があるときは、外務大臣その他の関係行政機関の長に資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができること及び外務大臣その他関係行政機関の長は、財務大臣及び事業所管大臣に、意見を述べることができることとした。（第六九条の三関係）

10　第二七条及び第二八条に掲げる規定に相当する外国の法令を執行する外国の当局（以下「外国執行当局」という。）に対し、その職務（第二七条及び第二八条に相当するものに限る。）の遂行に資する情報を、当該情報が外国執行当局の職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されないこと等を確認した上で、提供することができることとした。（第六九条の四第一項及び第二項関係）

11　民法に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによって成立する組合等であって、非居住者である個人等による出資の金額の総組合員による出資の金額の総額に占める割合が一〇〇分の五〇以上に相当するもの等を、外国投資家とすることとした。（第二六条第一項第四号関係）

12　外国投資家が届出をせずに対内直接投資等を行った場合等において、対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当するときは、当該対内直接投資等により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができることとした。（第二九条関係）

13　この法律は、公布の日から六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第一六九号）（厚生労働省）

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三〇年法律第一〇四号）の施行期日は、令和元年一二月一日とすることとした。

◇成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令（政令第一七〇号）（厚生労働省）

1　成育医療等協議会の組織及び運営に関する所要の規定を置くこととした。（第一条～第七条関係）

2　都道府県が作成する計画のうち、その作成に当たり成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとするものを定めることとした。（第八条関係）

3　厚生労働省組織令（平成一二年政令第二五二号）について、所要の改正を行うこととした。（附則第二条関係）

4　この政令は、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三〇年法律第一〇四号）の施行の日（令和元年一二月一日）から施行することとした。

◇所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエクアドル共和国との間の条約（条約第九号）（外務省）

この条約は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の除去等を目的として日本国とエクアドル共和国との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。エクアドル共和国においては所得税に、日本国においては所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税に適用する。（第一条及び第二条関係）

2　この条約上、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国の法令上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合に、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特殊の関係がある場合には、これらの関係がなかったものとした場合の利得に対して課税することができる。（第六条～第九条関係）

4　配当に対する源泉地国における課税は、五パーセントを超えない税率により行われる。利子に対する源泉地国における課税は、政府、銀行等が取得する利子に対しては免除され、その他の利子に対しては十パーセントを超えない税率により行われる。使用料に対する源泉地国における課税は、十パーセントを超えない税率により行われる。（第一〇条～第一二条関係）

5　不動産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第一三条関係）

6　一方の締約国の居住者が自由職業等の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国の居住者がその勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、その勤務が他方の締約国内において行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。（第一四条～第一七条関係）